平成19年5月18日

各　位

会 社 名　菊 水 化 学 工 業 株 式 会 社
代表者名　取 締 役 社 長　　遠山　眞人
（コード番号　７９５３ 名証第２部）
問合せ先 専務取締役管理本部長　水谷　驍
ＴＥＬ　　052－300－2222

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月28日開催予定の第50期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

(1) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。（変更案第５条）

(2) 定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載等すべき情報を会社法施行規則および会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主に提供したものとみなすことが可能になったことから、規定の新設を行うものであります。（変更案第16条）

(3) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除すること、ならびに、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。取締役の責任免除および社外取締役との責任限定契約の締結に関する議案を本総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。（変更案第29条および第37条）

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（公告の方法）	（公告の方法）
第5条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
＜新　　設＞	第３章　株主総会 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
＜新　　設＞	第４章　取締役および取締役会 （取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
＜新　　設＞	第５章　監査役および監査役会 （監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

３.日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 19 年６月 28 日

定款変更の効力発生日　　平成 19 年６月 28 日

以上